

パンフレット表示内容に対する「排除命令」受領について

平素からのご愛顧、心から御礼申し上げます。

本日、当社のパンフレットの記載内容について、公正取引委員会から「排除命令」を受け、関係者の皆さまはもとより、当社の電気をお使いいただいているお客さまにご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、快適で環境にやさしい生活をお送りいただく「省エネ快適ライフ」をご提案し、その中でエコキュート等によるオール電化をおすすめしておりますが、お陰さまで多くのお客さまにご採用いただき、感謝申し上げます。

今回、その中で使用しておりましたパンフレットに一部行き過ぎた表現の箇所があり、お客さまに誤解を与える表示であるとの判断がなされ、排除命令を受けました。

今回、指摘を受けましたのは、ガス併用住宅と比較して、「光熱費が1年間で約10万円もおトク」、「30年間で約300万円おトク」、オール電化住宅ローンの使用で「約350万円も節約」と表示したことについて、初期費用やその間の買い替え費用も考慮したものでなければ、お客さまに誤解を生じるとの内容でございました。

当社では、日頃からコンプライアンスの徹底に努め、オール電化のパンフレットの表示につきましても、細心の注意を払っておりましたが、このような結果となり、今回の処分を大変重く受け止めているところでございます。

今回問題となったパンフレットにつきましては、既に表示内容の改善を実施しておりますが、当社としましては、今回の排除命令を機に、社内の広告類の審査体制を一層強化し、二度とお客さまに誤解を与えるようなことがないよう、再発防止の徹底と、適正な広告表示に努めてまいります。

今後とも、コンプライアンスの徹底に努め、お客さまからの信頼を失うことがないよう、全社で取り組む所存でございます。

以上

平成20年10月15日

九州電力株式会社
代表取締役副社長
お客さま本部長 蔵野 八郎